

業務実施要項

この要項において、「甲」とはつくばみらい市を、「乙」とは契約者をいう。

1 自動販売機及び販売商品

- (1) 自動販売機の設置に伴い乙に保健所への届出義務がある場合は、設置までに届出を完了すること。
- (2) 甲又は乙が自動販売機の機種（型式）並びに販売商品の種類を変更しようとするときは、甲乙事前協議すること。
- (3) 乙が販売価格帯を新設又は変更しようとするときは甲乙事前協議すること。

2 自動販売機の搬入及び撤去

- (1) 契約開始日中（令和8年10月1日17時まで）に搬入すること。
- (2) 契約満了日（令和13年9月30日17時）までに撤去すること。

3 売上本数の確認について

乙は当該年度における毎月の売上本数を取りまとめ、翌年度の4月末日までに甲へ報告すること。

4 貸付料の納入

- (1) 甲の発行する納入通知書により甲に支払うこと。
- (2) 契約に定めた納入期限までに、納入を完了すること。
- (3) 貸付料の納入が遅延したときは、その間営業停止の措置をとる。

5 乙の商品管理

- (1) 商品管理に万全を期すこと。特に不良品点検（賞味期限切れ等）は厳しく管理すること。
- (2) 適宜商品を補充し、売切れ及び釣銭切れが生じないようにすること。利用者より報告があった場合には遅滞なく補充すること。
- (3) 商品等の搬出入時は制服又は名札を着用し、通常は施設所定の出入口から行うこと。

6 その他

- (1) 甲又は乙が自動販売機の破損等の異常を発見したときは直ちに相互に通報すること。
- (2) 乙は自動販売機の異常が発見されたときは速やかに解決のための人員を派遣すること。
- (3) 自動販売機の稼働は搭載機能を最大限生かし、節電に心がけること。
- (4) 容器等のゴミの撤去については、商品補充時に確実に行うこと。
- (5) 施設内では甲の指示に従うこと。
- (6) 甲の日常的な確認、契約及び納付関係は施設管理者が行うものとする。

7 自動販売機の仕様（応募申込時にカタログ等仕様書を提出）

（１） 自動販売機

設置する自動販売機は、飲料水自動販売機（缶、ペットボトル、紙パック）とすること。中古台も可とする。

（２） 決裁方法

電子マネーやＱＲコード決裁等、多様なキャッシュレス決裁に対応できるよう努めること。

（３） 景観配慮

デザインや外観については、設置場所が公共施設であることを考慮し、市と協議の上、華美な広告や装飾を控えるなど、周辺環境及び建築意匠に配慮した機器を設置すること。

（４） 緊急災害時における清涼飲料水提供

災害発生時に本市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供できるように努めること。

（５） ユニバーサルデザイン

低い位置に設置された商品選択ボタン、かがまずに商品を取り出せる取出口、硬貨を一度に投入することのできる一括投入口、商品取出口や硬貨投入口への点字表示など、年齢や性別、障害の有無等を問わず、誰にでも使いやすいよう可能な限り工夫された機器を設置すること。

（６） 環境対策

自動販売機の設置による環境負荷の軽減のため、冷媒や断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質及び代替フロンが使用されていない機器を設置すること。また、消費電力の削減のため、学習省エネ機能や部分冷却加温システム、ヒートポンプ機能、ピークカット機能、ピークシフト機能、照明の自動点滅・減光機能などの省エネルギー機能を搭載した機器など可能な限り最新の省エネ機器を設置すること。

（７） 窃盗被害防止対策

防犯対策のため、偽造通貨（紙幣）の使用による犯罪の防止策が行われている自動販売機を設置すること。また、自動販売機堅牢化基準（日本自動販売機工業会）等を参考とし、犯罪防止に努めること。

（８） 転倒防止対策

自動販売機を設置する際には、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、自動販売機の設置における安全を確保するため、設置にあたっては「自動販売機―据付基準」（JIS）及び「自動販売機の屋内据付基準」（一般社団法人日本自動販売機工業会）を遵守し、安全対策を講じること。ただし、施設の躯体に対し影響を及ぼす可能性のあるアンカー等による固定は、原則しないこと。